

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができましたこと、当社を代表いたしまして深く感謝申し上げます。

さて、去年は安部内閣の積極的な景気対策（金融緩和、財政政策、成長戦略）により、株高・円安が進み、緩やかではありますが、日本経済が回復する傾向がみられました。



一方で、産業間や規模間、地域間でのアベノミクスによる影響のばらつきも明らかになりました。

また、海外に目を向けますと、日・米・欧などの先進国の景気の低迷により、中国やASEAN、インドなどのアジア圏の成長エンジンに期待がかかっており、これらの流れを呼び込むこともこれからの企業の成長には欠かせないものとなってきています。

当社は、昨年7月に社長交代を行い、新たな業務執行体制がスタートしました。今年から、新たな体制で「新生環境テクノス」が、本格的に動き始めます。

本年は、昨年から消費税や電力不安、TPPなど様々な課題を持ち越し、放射能汚染や集中豪雨など当面のリスク対策に追われる年になっています。このような中ではありますが、環境・資源・エネルギーに対するニーズは国内外含め、益々高くなっていくものと思われます。私たち環境テクノスは、このような状況の中で必要とされる企業となるため、お客様の声に真摯に耳を傾け、情熱をもってその声に応えていきます。

平成27年は、新体制のもと、お客様のニーズに対応すべく、組織力、技術力の強化を目標として掲げております。これまで以上に皆様に必要とされる会社となるよう一層努力してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

本年が皆様にとりましても更に良い年になるよう祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成二十七年一月一日 環境テクノス株式会社

代表取締役 鶴田 直

# トピックス

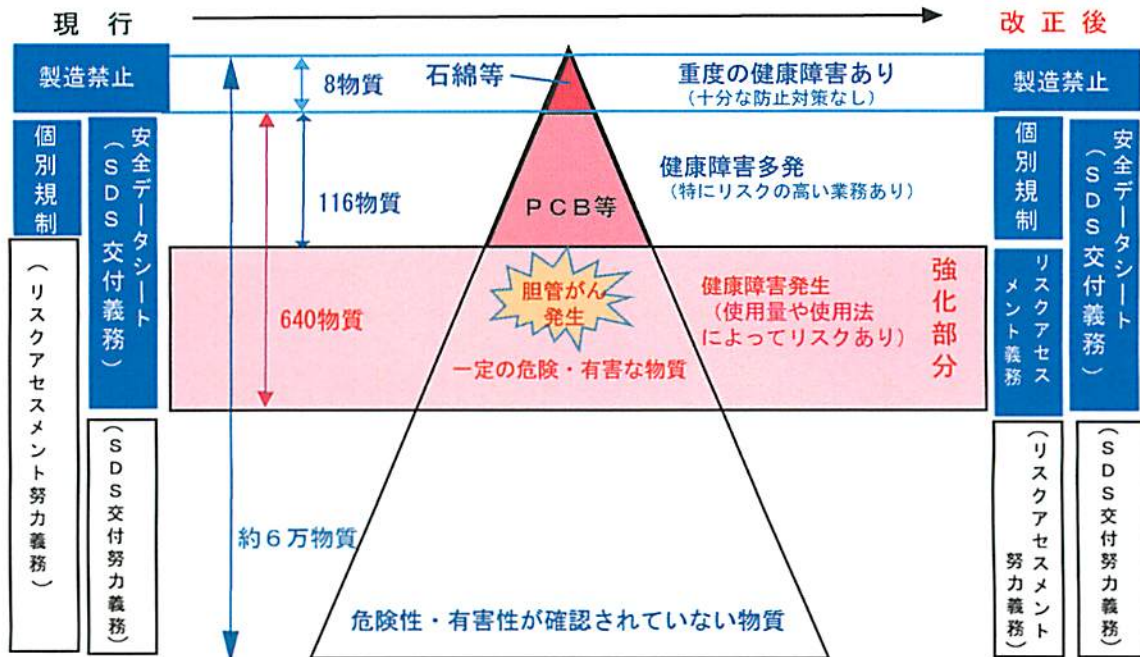
## 化学物質のリスクアセスメント義務化(平成28年6月施行予定)

平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、事業者が化学物質のリスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)の実施が義務付けられることになりました。リスクアセスメントが必要な化学物質は、一定の危険性や有害性が確認されている物質(安全データシート(SDS)の交付が義務付けられている物質)で、その数はなんと640物質(図1参照)です。

法改正の背景の1つとして、記憶に新しい平成24年の印刷工場における胆管がん発症の労働災害があります。発がん原因物質の1,2-ジクロロプロパンは、胆管がん事案発生時、特別規則による規制対象外でした。現在は特定化学物質に指定され、使用が厳しく制限されています。特別規則による規制対象外の化学物質について、使用量や使用方法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすことが確認された事案です。そこで、化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要に迫られたのです。

化学物質のリスクアセスメント義務化は平成28年6月までの施行予定なのでまだ時間はありますが、義務化後の作業負担を減らすためにも早めの準備が必要と考えます。まずは、使用している640物質に該当する化学物質を洗い出し、最新のSDSを揃え、取扱量を把握することからはじめましょう。

### 【制度改正の概要】



## 水質基準の改正

### ○カドミウムに関する排水基準

平成23年10月のカドミウムの水質環境基準の改正を受け、水質汚濁防止法施行規則の一部(カドミウム及びその化合物の排水基準)が改正され平成26年12月1日より施行されました。(H26.11.04環境省令第30号)

#### 【改正の概要】

1. カドミウム及びその化合物の排水基準を0.1mg/Lから0.03mg/Lとする。
2. 地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を0.01mg/Lから0.003mg/Lとする。

### ○カドミウムに関する下水道排除基準

平成23年10月に、カドミウムの水質環境基準の改正を受け、下水道法施行令の一部(カドミウム及びその化合物の下水の排除基準)が改正され平成26年12月1日より施行されました。(H26.11.19政令第364号)

#### 【改正の概要】

1. カドミウム及びその化合物の下水排除基準を0.1mg/Lから0.03mg/Lとする。



## 当社も協力！ 日本初のコンクリートダム撤去

熊本県では、電力の安定供給を図るため、1955年に急流下りで有名な“球磨川”の中流域に「荒瀬ダム」を建設しました。しかし、その代償として、生態系、水質、周辺的生活環境（低周波音・騒音・振動）等に大なり小なり影響を与えてしまいました。それから55年後の2010年、脱ダムという時勢の中、熊本県は水利権を更新せず、日本で初めてコンクリートダムを撤去する判断をしました。

当社、大気環境グループでは、2009年度に委託を受け、ダム周辺の民家等において低周波音・騒音・振動の原因究明解析や周辺住民への説明を行い、撤去判断の一助を担いました。



## 調査中に遭遇！ カミツキガメ捕獲記

水・自然環境グループの主要業務の1つは生物調査です。長年生物調査に携わっていると、フィールドでいろいろな生物に出会います。個体数が少なく見ることも希な“貴重種”、その場所に本来生息しているはずのない“外来生物”、毒を持ち人に害を及ぼすおそれがある“危険生物”などです。どのような生物にしろ、その出会いは一期一会で、唐突にやってきます。

少し前になりますが、強烈だった出会いの一例を紹介します。某河川で魚類調査を実施していたところ、下流の方からもの凄い声量で「うさ～ん！」という叫び声が…。「まさか事故でも起こしたか?」、ただ事ならぬ雰囲気を感じ、投網を放り出して駆けつけてみると、ある生物を取り囲んでN君とT君が立ちすくんでいました。その中心にいたのは、これまでに見たことのない“カメ”でした。これってもしかして…、“カミツキガメ!”…。

千葉県印旛沼で定着していることは知っていましたが、まさか地元で出会うとは…。本種は、古くからペットとしてまとまった数が輸入されていることが知られています。2005年6月にいわゆる外来生物法が施行されたことにより、どこかで飼育されていた個体が遺棄されたものと考えられます。人への咬傷被害などを考慮すると、遺棄した者への憤りを感じずにいられなかったことを思い出します。

※2013年9月に改正動物愛護法が施行され、動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化などが盛り込まれました。





# 誤解されがちな生物多様性とその保全！！

“生物多様性”の言葉は、2010年10月に名古屋で生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が開催された頃から、よく聞かれるようになりました。しかし、最近の意識調査では“日本国民の生物多様性の認知度が低下している”という結果が出ています（平成26年7月内閣府調査）。さらに、生物多様性保全の総合的な取り組みを進める市区町村は、全体の2%程度とあまり進んでいません（2014年5月現在）。この原因は、生物多様性は難しいものと考えがちで、その保全について誤解されている側面も大きいと考えられます。

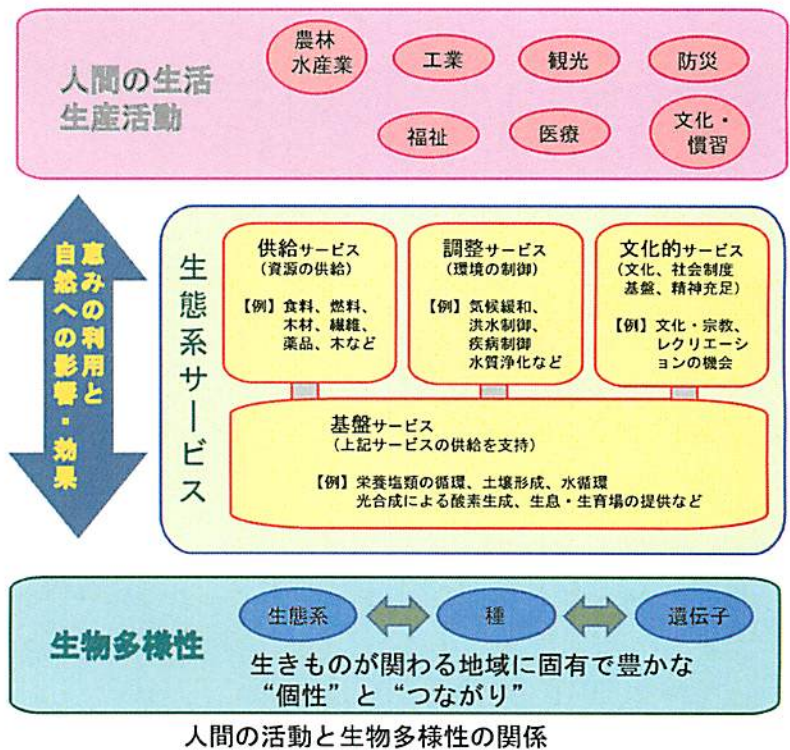
生物多様性とは、“生きものやその営みの様々なレベルに個性（違い）とつながりがある”という考えです。自然の恵み（供給・調整・文化的などの生態系サービス）を通して人間の生活や生産活動を支えており、「衣・食・住」といった私たちの生活や文化や慣習といった広い範囲・分野に関係しています。

生物多様性の保全というと、“希少な動植物、生息環境を守る”といった、自然環境の直接的な保全のみを考えてしまいがちです。

生物多様性と私たちの生活が、利用と影響・効果の相互作用で成り立っていることを考えれば、生活・生産活動から生物多様性をみつめ直すことも重要です。

社会をつくる多様な主体がそれぞれの自然資源の利用の現状を把握し、持続可能な利用に必要な方法やしくみを考えることも保全につながるのです。

弊社は環境総合コンサルタントの立場から、生物多様性の保全と持続可能な利用を達成する社会のために貢献していきたいと考えています。



## 編集後記

生物多様性に人間の営みも含まれていたとは、勉強不足でした。本年も本報のご愛読よろしく申し上げます。  
（編集委員 金子、國友、友成、諸藤、山下）

福岡県北九州市戸畑区中原新町2-4  
Tel 093-883-0150 FAX 093-883-0701  
<http://www.kan-tec.co.jp>  
MAIL [info@kan-tec.co.jp](mailto:info@kan-tec.co.jp)

始動、環境コンシェルジュ！！



環境テクノス株式会社

